

宇治市監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 1 月 4 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和2年度の公営企業上下水道部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

水道料金及び公共下水道使用料収入状況（営業課、水道総務課）

委託料支出状況（水道総務課、営業課、配水課、水管理センター、下水道計画課）

工事請負費支出状況（配水課、水管理センター、水道総務課、下水道計画課）

賃借料支出状況（工務課、水道総務課）

備品管理状況（水道総務課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、公営企業上下水道部水道総務課、営業課、工務課、配水課、水管理センター及び下水道計画課における事務事業のうち、主として令和2年4月1日から令和2年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年10月2日から10月30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年11月20日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 営業課・水道総務課

- (1) 水道料金及び公共下水道使用収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

3 工務課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 賃借料支出状況について
適正に処理されていた。

4 配水課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。

5 水管理センター・水道総務課・下水道計画課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。